

は二百十日、勤続期間十年以上の者は三百七十日に改めることにいたしたのであります。

第二に、退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、一年未満の端数を切り捨てまたは切り上げて計算することとなつておりますが、失業者の退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算につきましては、端数計算を行わないものとする必要がありますので、これに必要な規定を設ける等第一の改正に因襲する規定の整備を行なうことにいたしました。

第三に、職員が死亡した場合において、退職手当の支給を受ける遺族の順位につきまして、養父母と実父母の順位等を明確にする等若干の規定の整備をはかるとともに必要な経過規定を設けることとした次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、特殊物資納付金処理特別会計法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回、政府は、バナナ、パインアップルカン詰等の輸入が制限されるため、国内の需給の不均衡が著しく大となり、その輸入によつて通常生ずる利益を越えて異常な利益を生ずると認められる特定の物資について、その輸入により生ずべき利益の一部を徴収するため、特定の物資の輸入に関する臨時措置に關する法律案を、また、砂糖の価格の安定をはかるとともに、砂糖の輸入に納付させるために、砂糖の価格安定の安定価格帯の制度によつて砂糖の価格の安定をはかるとともに、砂糖の輸入によって生ずべき利益の一部を国庫に入によつて生ずべき利益の一部を国庫に納付させるために、砂糖の価格安定及び輸入に因する臨時措置に關する法

法律案を別途提出して、それぞれ御審議を願つてゐるのであります。この法律案によりますと、特定の物資は砂糖の輸入について外貨資金の支当を受けた者は、適正な利潤以外にすべき特別の利益を国庫に納付する義務を負うことになりますので、政務おきましては、これらの法律の制定伴いまして、その特殊物資納付金を収し、これをもつて産業投資特別会計からの投資の財源に充てることとし、これらの経理を明確にするため特別会計を設置し、一般会計と区別して経理することが適當であると考えて、ここに特殊物資納付金処理特別会計法案を提出いたしました次第であつります。

○ 松原委員長 次に、昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の収入の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案の兩法律案を一括議題として質疑を続行いたします。

○ 井上良三君。 井上良三君。

○ 井上委員 ただいま提案されました兩法案のうちで、昭和三十年分の所得稅の予定納稅及び予定申告の期限等の特例に関する法律案、これは単に期間を延期しようという事務的な法律案で、これ自身は別に問題はございませんが、予定納稅や予定申告をいたしました場合に更正決定をするのでありますから、この更正決定をいたしました場合に、一体その調査といふものが、更正決定を行なうだけのはつきりした実情調査に基いて行われておるか行われていないか、実はここに問題があるのであります。現在稅務職員の調査の実態をわれわれが各稅務署について調べておられますところによると、大体申告所得におきましても、課稅対象人員に対しても稅務署員の受け持ちが非常に多いのです。その関係で、全体の大体三割ぐらいが抜き打ち的に調査されるだけであって、あと七割というのはほとんど調査されてない。大体同一傾向にあるだろうという一つの推定に立つて更正決定が行なわれておるのであります。これは実にけしからぬことで、そういう法的な根拠はどこにもない。天下り的にお前のところはこれだけの収入が

あるだろうという一つの想定のもとに立つて決定を下すのでありますと、これは全く不法行為であります。昔治安警察法というのがありました、われわれはこの治安警察法のもとで社会運動をいたしますと、当時の取締り官が、ことごとく検束勾留をしたことあります。何ら犯罪事實もなければ、何ら検査勾留する理由がないにもかわらず、単に警察当局の職権認定によつて検査勾留される。こういうことがあって、この治安警察法は人権じゅうりんもはなはだしといふところから廢止されたのであります。この治安警察法と同じような考え方で徴税事務がとられておる。はつきりした納税をする根拠が把握された上で更正決定をやるならいいけれども、單なる推定に基いて更正決定をやるということはけしからぬ。この点に関して主税局長はいかにお考えになつておりますか。

かいう問題は起きませんで、ただ問題になつて参りますのは、昨年の所得に比べまして本年の所得が相当減つてゐるという場合におきましては、これは減額の申請ができる。それで税務署長の考え方としましては、その減額申請を是認するか否否するか、こういふ権限が与えられているわけあります。従いまして、この減額申請につきましては、これはやはり井上委員のおっしゃるよううに、件数自身が大体それほど多くありません。同時に、そういう特殊な事情にある方だけの問題でござりますので、税務署としては、一応その一つ一つについて調査して、その採否を決定していくわけであります。それから現在予定申告は制度として一応残つておりますが、実際にこれがなされる場合というのは非常にまれな場合でございまして、その一つは、昨年は商売をしていなかつた、ことしになつて商売を始めた、主としてこういう方は、その所得金額が所得税を納める額に達しますと、義務的に一応予定申告を出していただきことになつております。この予定申告に対しましては、一応更正決定の制度はございます。ただこれも件数が非常に少うございますし、同時に、確定申告のときに全体をよく調査してきめればいい問題でございますから、これに対して更正決定するということもござまれな場合で、それも井上委員のおっしゃるよううに、調べないで更正決定をするといつたようなことはやつておらぬというふうに私は考えております。

ですか。

二〇

○渡辺政府委員 予定納税は、先ほども申しましたように、昭和三十年度分の所得税でござりますと、二十九年度分にあつた所得額をベースにしまして、それによつて今度の減税のよろんなことが行われますならば、減税後の基礎控除、扶養控除、税率、そうしたためのを適用しまして税額を算出して、二期、二期と予定納税してもらつておるわけです。従いまして、予定納税と確定申告の場合にどれくらいの開きがあるかといふ問題に大体縮約できるのじやないかといふうに思つております。その額はどちらくらいを予定しておるかということにつきましては、ちょっと今資料を持つておりませんので、その数字はあとで申し上げます。

とは、これは結局現実の問題として、税金の過払いになりはしないか。そこで過払いにならないようにするためにはどうしたらいいかということになると、昨日の公聴会でもだいぶ論議されたことであります。中小企業には、今まで幾らか課税上ゆとりがありは残されておったかもしぬ、従つてその残されておったゆとりを捕捉していく。すなわち調査を手続きなくして、あるいは銀行を調べたり取引先を調べたりして、あくまで前年度より多い税額を捕捉追求していく、こういう結果に制度の上としてなるのきらいがありません。この問題についてどういうふうなお考えを持っておられますか、一つ伺いたいと思います。

○渡辺政府委員 経済界が落ちついて参りましたので、従いまして、そこに前年度の実績によりまして課税して参りましたのも、かなりの部分の人については大体問題が片づいていくのではないか。同時に予定納税で納税していただきます分は、御承知のように、三分の一を一期、三分の二を二期、第三期におきまして確定申告で全部精算する。従いまして一応余分に納税していただいて、あとで払い戻すということではなくて、三期においてそこで精算ができるということになつていていることは、御承知の通りであります。ただそれいたしますても、一期、二期でもつて非常にたくさんやつて、三期はもうほとんど納めなくてもいいという状態の人をそのまま放置しておきますのは、これは確かに問題がありますので、従いまして現在におきましては、税額で昨年に比べて三割以上減るといふような情勢にあります場合におきま

さしては、減額更正の制度がございまして、予定納税の額自身を変更できる、こういうことになつておるわけですが、私はないと思つております。結局税法の定めるところによつて公正な執行をするということですが、税務官庁の任務だと思っておりますが、幸いに国税庁長官が来ましたから、そちらの方にバトンを譲ります。

○春日委員 税金というものは余分に払い過ぎておいて、あとで戻してもらうとか、あるいは第三期において少く払うというようなものではなくして、これは当然その所得に該当する税金を合理的に納めていく、こういう制度が確立されなければならぬと思う。ただ減額申請の場合に、減額申請を税務署に行なつても、そんなに早く減額の申請が審査されて、そして最終の減額の承認がなされるというようなことは現実にはないんじやないか。そういう減額申請が出るなら、いずれ調査しようとすることによって、これまたおどしにかかる、そして時には減額申請を取り下げるか、あるいは減額申請をしたことによって、毛を吹いて傷を求めた形で、前年度よりもはるかに大きな課税を食らう、こういうような傾向が実際は多いのです。従つて私どもを考えるのは、この減額申請の制度があるから、それによつて救済されると、いつもインフレーションの高いときであり、商売は売買とともに利潤の上つ

たときなんだから、そういうよくなきを標準にして申告を行う。そうすると、二十九年度は二十八年度よりも実際の営業によるところの収益の実態が常識、三十年度はさらに二十九年度が基準になつてくるから、それが多いのは普通、こういうことになつて、それはその税務署々々々におけるところの徴税攻勢の強弱によつて税金の多寡が決定されていく。こういうような心配というものが現われてこないで、それはその税務署々々々におけるところの徴税攻勢の強弱によつて税金の多寡がフレーションがとまり、さらにこれがデフレになり、不況がさらに深刻化がなしとはしないのであります。こういうような制度のあり方は、今やインフレーションがとまり、さらにこれがようとしており、物の単価も下ろうとしているときには、この制度は現状にそぐわないことではないかと思うのであります。そこで国税庁長官に伺いたいのは、この減額申請なるものは一体全部の中請の何多くらい出ておるか、これを一つこの際伺いたいのであります。

査から取引先の調査を行なって、そういう日にはうから、減額申請はみずかをして、なまじつか減額申請を行なつたがために、本来ならば五十万円であったものが七十万円、八十万円といふようなどはうもない所得を追求され、ついにやむをなくそれに調印をする、こうしたことになつた例が少くないのです。これは、あくまで現在の制度は民主的な納税だ、こういう申告納税のプリンシブルは十分に末端に浸透されなければならぬと思うのであります。申告納税額の基準にするといふやり方は、今や改正されまして、元の申告納税、すなわち所得があつたら、多ければ多く、少ければ少く、その本人の推算による年度ごとの計算にして申告する制度にこれを改めるのでなければならぬ。商元というものは、昨年と本年と来年とは全然違うのです。景気のよし悪し、貸し倒れのあるなし、商元の发展、衰退もある。それなのに、前年度の所得額が次年度の課税額の基準になるというような方針は、所得の実態を把握するための公正性に沿ひように、さらにはまた申告納税制度をとつておるところの民主的な

考え方方に徴税の現実が見合うように、十分御検討を願わなければならぬと思
います。

それから、この間お知らせ制度については大蔵大臣といろいろ心配いたしましたが、これまた時間の関係もありますのであります。調査をすることなくしてお知らせをなすったことは絶対ないのか、それからあなたの指令としては、調査をすることなくしてお知らせを発行してはならないという指令がいつ、いかなる方法によって通達されておるものか、この二点についてお伺いをいたしたいと思います。

○平田政府委員 前の予定納税の問題につきましては、私ども昨年から実施したわけでありますが、減額申請の手続はその前からございまして、最近はだいぶなれてきつつあるのであります。ことしは、青色申告が営業所得の全納税者の四七%まで行きましたので、これらの人々は若干正確の程度の差はありますか、とにかく営業に閑する記録をつけておられます。こういふ人の場合には、比較的営業の実績が明らかになる。それに基きまして、手続はしどく順調に運び得るわけであります。その他の問題につきましても、もちろんいろいろ調査いたしまして、申請がありました場合には、それぞれ妥当な措置をとるよういたしたいと思つております。なおこれは、今ちょっと思い出したのであります。予定申告書の説明書に、従来は減額申請のこととはあまり大きく書いてなかつた。これではいかぬということで、減額

申請の説明を非常に詳しくいたしまして、こういう場合には減額申請の承認ができるのだ——最後の項目に、疾病、灾害、いろいろございますが、営業不振、状況が悪くなつたといふことを、実は前は入れていなかつたのです。が、これはやっぱり入れなくちゃいけぬというので入れさせまして、そして趣旨の徹底をはかるようになつたことを覚えております。私どもは、あくまでも税金の徴収は、最近は特にフェア・プレーでいく、公平に正大にやつて、そうしてよく納得を得てやることで、だいぶ勉強しておりますのうで、今後はそういう点につきましては、漸進的ではございますが、御期待にできるだけ沿うよろしく勉強したいと思つておるところです。

それからお知らせ制度につきましては、実は私もちよどい機会でございます。先般春日委員がきわめて巧妙な話で、全然調査をしないでやるという御論法でございまして、実は非常にがつかりしていたのでござりますが、これは御承知の通り、実は全部調査をいたしまして、調査に基きまして、これも私どもは親切の意味でお知らせをいたします。お知らせの文言等につきましては、本年度はよく吟味いたしましたして、お知らせらしい文句にするようにといふことで、特に言葉づかいにも注意いたしまして、納税者にお知らせいたしております。その文書は、後ほど御参考のために配つてもいいと思ひます、一方的に押しつけがましいことのないように、それは申告前のお知らせでありますから、それによりまして納税者とよく話し合つて所得額をきめる余地は十分あるような、そういう

う手を使いましていたしておるようちゅうであります。しかしこのお知らせといふこと自体が申告納税制度の本旨上おもしろくないじやないかといふ意見は、実は私もそりうる考え方を持つております。私どもはいかにして早くお知らせをやめて、しかも申告納税制度がうまくいくようになるか、それを考えております。申告納税制度の大きな目標として進もうじゃないかということいろいろやつておるわけであります。一番いい方法は青色申告の増加でございまして、先ほど申し上げましたよろしくおなじみの二、三年来簡易簿記等がだいぶ普及いたしまして、営業所得では納税者の四七%が青色申告になります。た。こういう人たちにつきましては、ある程度現場に行きました、決算の指導等はいたしておりますが、お知らせはいたしておりません。税務署はいろいろ相談相手にはなりますが、すべてそれに基きまして申告書を出してもらいまして、円滑にいくように努めております。それがお知らせをやめる一番いい方法ぢやないかと思つております。その他の納税者につきましても、できる限り、一般的の指導で十分だと田われれるような人々はもうお知らせはやめまして、抽象的指導と称しておりますが、そういう道をだんだん拡大いたしまして、そういうことによらないでも相当な申告が出て、申告が出たあとでいろいろ更正決定その他のトラブルが少しでも少くて済むように持つていただきたいと思っております。若干の時日は要するかと思いますが、方向はそろそろきたいと見ておりますので、御て承願いたいと思います。

なお調査は、先ほどお尋ねでござりますが、もちろんいたしまして、その上でやつております。重ねてお答えいたします。

○春日委員 それはあなたがおっしゃる通りなら、私はこんな質問も何もしないのです。ただ現実には一へんも審べに来ない。門口に税務署員が来たこともなくして、昨年度より多く、本年度はこれこれというお知らせがくる。そういう問題が、これは凡百にわたってあります。

われです。私は党の中小企業部長として、この陳情を全国各地からはなはだ多く受け取るから申し上げるのであって、私はたゞ漫然と観念的にこころにういうことを言っておるのではないのです。私が申し上げたいのは、実は昔生物学のすばらしい教師が、答案に採点するときに、一々採点するのはめんどうくさいから、答案用紙を家に持つていつゝて、扇風機の前で吹き飛ばして、遠いところから八十点、九十点とつけていたといったら、去年は安過ぎたから一割増し、三割増し、あるいは五分増し、いろいろようなことで、全然調査なくちやんとそんな調子で、ちょっとあそこは早氣がよさそうだから、この実態はどうだから、去年は安過ぎたから一割増し、三割増し、あるいは五分増し、こういったことが行われておるのであります。これが行なわれておるのであります。これは、私ども今基礎控除を一万円引き上げてみたり、あるいは扶養控除を五千円引き上げてみたり、そんなはずかしい制度上の減税が行われてみても、実質的におおむねは、そのようなお知らせによって水増し課税が天下り的に現実に行われれれば、結局このような制度、法規は何にによっておられる国税庁、その所管にあ

る税務署のあり方が、その法律に規定していなければならぬ。法律も直さないで、かりに調査をしたといったところで、調査をしたからそれではお知らせをしていい。こういうようなことは法律は許していないのです。だから今ここでわれわれが慎重に論議をしておることは、五千円の扶養控除引き上げをどうするか、あるいは基礎控除をどうするか、こうするかというような非常に小さい問題を論じておるのだが、ところが末端では、去年五十万の人はことは七十万だというお知らせが、ずっと扇風機式に飛んでいっている。これではわれわれの慎重な論議といふものは全然効果を現わさないのである。だから、私はこの際強く申し上げておくが、今ここで申し上げてあなたが執行に移さなければ、これは別途の法律案か、あるいは決議案か、何らかの形で国会の権威を示さなければならぬと思うが、法律で規定していない執行は、あなたにはゆだねられないのです。ただいま井上委員から、かつて特高の警察たが、主觀の判断によつてむちやくちやなことをやつたといつておるけれども、今こそ全く税務署員が——あらゆる官僚制度は民主化されてきたけれども、しかしながら、いわゆる検査臨検権といふような大きな権限を付与されておる税務官吏といふものは、全然といってもいいくらい民主化されていない。いわんやこのようなお知らせ制度といふような法律に規定をしていない執行が行われて、しか

も数年に及んでおる。われわれはこの問題を指摘して、累次あなたに反省を求めたんだが、本日までそれが改められる気配はない。今あなたのところへの報告は、お知らせをするときには必ず調査をしてお知らせをせよ、こういふような通達が行われておるそろでありますけれども、しかし白色申告といふものはなお五十何パーセントといふものは残されておる。その何十万という人々を対象にして、今の税務署員が一々その調査ができるわけはない。ところがそのお知らせといふものは、全面的に機械的に発行されておるではありませんか。従いまして、現在あなた方がやつておることは明らかに法律違反であり、のみならず、さらにもた実情を調査した上にお知らせをしたんだ、こういう親切をおもんぱかってやつておるんだと言われておるけれども、しかしながら五三%にわたっておるところの事業所得に対する申告者たちに、あなたの税務署員をもつてあまねく正確な調査が行われておるはずはないのです。そのような不正確なお知らせというものが今所得額といふ形になつてくるならば、それはわれわれが今ここでわざかなペーセンテージの問題を論議したところで、何にもこれは実効がおさまらない。従いまして、この問題はさらに結論を本国会においてこそ得なければならぬと思いますけれども、ただいま井上委員がほかに行かなければならぬから、ちょっとほかの質問をやるということになりますので、私は一応井上委員に譲りますけれども、この問題は引き続いて徹底的にこの際論じて、そして、あなたがあくまでお知らせ制度をやるならば、法

題等について——単にこの会計を自分で管理しておるというだけではないに、この管理をめぐつてもつと合理的に運営されるよう私は処置をすべきではないか、こういう工合に考えます。が、どうお考えになりますか。

○正示政委員 ただいま井上委員のおっしゃいました点につきましては、先ほど理財局長から申されましたよに、食糧の売払代金の回収等の実情につきましてただいま手元に資料を持っておりませんが、御指摘のようなことは、私どもいたしましてもまことにその通りにすべきであると考えますので、今後食糧管理特別会計の歳入、あるいは歳出の実行につきましては、一層食糧庁当局とも連絡をとりまして、ことにただいま御指摘の食糧の売払代金の回収のことき、どういう事情で毎年ますか、それらの点につきましては、十分調査をいたして是正をはかることを考えます。

○井上委員 もう一点事務的な問題でお伺いをいたしますが、昭和二十三年の三月に国庫から石炭鉱業等の損失補償のために交付公債が百四十一億一千四百万円出されております。この交付公債の処置は一体その後どうなつておられますか、おわかりになつておりますか。

○阪田政委員 お尋ね申し上げます。

○松原委員長 石村英雄君。

○石村委員 この国債整理基金に充てる資金の特例の法律案についてですが、これは二十八年度から特別な措置として講じられておって、三十年度ま

またこれをこうしようと、こういふので簡単なもののように思いますが、しかし一面政府の財政政策の根本に触れる問題ではないか、こう考えるのでお尋ねいたします。提案理由の説明に「財政の状況にかんがみ」と単にごく抽象的に書いてありますから、政府は現在の財政状況をどのように判断しているらしやうですか、政務次官に御説明願いたいと思います。

○藤枝政府委員 提案理由の説明に申し上げました「財政の状況にかんがみ」と申しますのは、この前暫定的に延長していただいたときにも申し述べましたように、この国際整理基金の制度そのものについて根本的な改正を加えたいということで今まで参ったのであります。ですが、まだその結論に至っておりません。そうして一方御承知のように、前々年度剩余金の二分の一といふものも現在まで二百億近くのものがございまして、それで償還をして参りますながら、現在の四千億余の国債については、この程度の償還で当分は間に合ひやないか、その間にいて根本的な検討を加えて、正しいと申しますか、適切な国債整理基金に対する制度を確立いたしたい、そういう考え方から、現在の財政状態から考えて、どう財政状態を考えられたからこの三万分の百十六の繰り入れをやらなければ、少くて問題にならないから、政府としてはもつとこれを大きくしたいという考え方であるのか。あるいはもうこんなことをしなくていいといふ大体の考えを持つていらっしゃる

のか。それとも現在の財政の推移を考えると、國債はどんどんふえていつてもかまわぬじやないかといふ考えに立脚していらつしやるのかどうか、その点をはつきり願いたいのです。

○藤枝政府委員 ただいま申し上げましたように、現在の四千四百億円程度の國債であつて、そうして前々年度の剩余金の半額の二百億円程度になつておれば、この程度のことではやつていきたい、そういう全体の考え方でございまして、これ以上さらに國債の償還をふやすというような気持はございません。しかし一方において剩余金といふものも、他の委員会その他でもいろいろと御指摘がありますように、果してこういう状態が続くかどうかといふことも疑問でありますので、この制度全体について恒久的なものは別に考えたい。しかし現在の四千四百億程度の國債であり、剩余金の半分が二百億円程度といふようなことになりますならば、しばらくはその根本的な解決策ができるまでこれを続けて参りたい、こういうような考え方でございます。

○石村委員 根本的な対策については目下考究中だということですが、その考究中の腹案でも、結論はまだつかないにしても、大体の構想はおありますか。

○石村委員 そうすると、今までと同様な財政の剩余金が、大体今後もあるお答え申し上げる程度の腹案にまでも程度は統一していくといふ見通しを持つていらっしゃるのですか。

○藤枝政府委員 先ほど申しましたように、今まででは剩余金の半分は二百億程度になる。今後は必ずしもそういう程度になりますが、一方国債の現在の状況が四千四百億円程度ということから考えますれば、多少剩余金の減り方がありますても、もう少し研究してから根本的な制度を考えた方がいいのではないか、こういろいろに考えております。

○石村委員 そういたしますと、国債は、今後はほとんど増加させないという前提にお立ちになっていらっしゃるのですか。

○藤枝政府委員 大体あまり増加をさせないと、いう前提に立ち、しかも今までの剩余金の状態といふものとにらみ合せて、とりあえず一年を延ばしたといたことであります。

○石村委員 それから経理の簡素化ですか。これは国鉄や電気公社の分と思いますが、つまり帳簿に二重につけるのがめんどくさいということ、一兆円予算の限度をやはりまた一兆円にしておきたいということ、この二つの理由で経理の簡素化ということをおつしゃつておるのでですか。

○正示政府委員 それは一兆円予算の堅持という意味では全然ございません。従来これらの公社等から一たん一般会計を通じましてやつておりますが、そういうことは事務の手数の上からいいまして、ただいま御指摘のような帳簿その他の点から申しましても、むだなことであるという判断に基きま

○石村委員 今の問題は副作用として一兆になるということかと思ひますが、その問題はおきまして、徵稅のことでちょっとお尋ねいたします。
さつきからお知らせ制度というお話が出ておるのであります。従来こういう業態は幾らの利益率があるはずだという前提に立つて、税務署が業者に対するお前のところの利益はこれだけ——全国どこか知りませんが、平均利益率がこうだ、だから、こういう業態だから、これだけなければならぬというやり方をしていらっしゃるようになりますが、そういう業態による利益率といふものを国税庁で全国にお示しになつておるのですか、またそぞういうやり方が正当なやり方とお考えになつておりますか。

○平田政府委員 所得の調査に当たりましては、帳面のある人、青色申告などの話もありましたが、そういうものにつきましては収入、支出、経費の内容、償却、そういう角度から調べまして所得額を出す、これは所得を調査する場合の正道でございます。ところが御承知の通り帳面がつけてない、あつても非常に十分でないという納税者が相当多いのであります。こういうふうな方法いたしまして、標準率あるいは正しい所得を見出さなければならぬ、そういう調査をする場合の一つの人々につきましても、何か税務署はやはり正しい所得を見出さなければなりません。多年にわたつて、所得稅法改正以来作成いたしましてやつておるわけでござります。これはそれぞれの地方の各地の實際に帳面をつけた人につきまし

業態ごとに調べ上げるだけでございま
す。調べまして、売上金に対しても経費
が幾らであるか、経費が幾らである
か、さらに雇い人等は別建にしており
ますが、そういうものを調べまして、帳
平均的な一つの標準率といふものを部
内において作成いたしております。そ
ういうものをもとにいたしまして、帳
面の内容につきましての税務署の所得
を出す、こういうやり方をやつておる
わけであります。これはそういうこと
でございまして、国税局はときどき報
告を受けまして、著しき不均衡がある
ような場合には、理由等を聞きまして
必要な指導をいたしておりますが、原
則といたしまして、各税務局がこの仕
事を担当いたしまして、それぞれ各地
の事情に合うような標準率を作成して
各税務署に示しております。従いまし
て、これは所得を出すための一つの方
便でございます。もちろん何をかに
よるべき材料がないときには、それよ
りほかございませんから、結果により
ましてそれで所得が出る。しかしそう
いう場合におきましても、各個々人の
実情はさらによく聞きまして、平均的
なところはそうであるが、自分のところ
は、たとえば主人が長く病気して、
いろいろな事情がござりますれば、それはもちろんそういう事情を聞
きまして、若干のしんしゃくはいたし
ておりますが、何もよりどころがない
場合におきましては、そういう方法で
調査するより道がないわけでございま
す。これは多年にわたってやつておる
方法でございます。

のが妥当だ。しかし、そういうことに関係なく、従来の考え方と同じ方法で処理する場合におきましては、懇談会にかける必要はないから、最初からそういうつもりで運用をいたしておりました。また私どもそういう附帯決議の趣旨からいきましても、そういうことでよろしいのではなかろうかと実は思つておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律によらずして企業組合を法人扱いをしておる次第であります。

○平田政府委員 法律によらずしてそういうことができるのございましょうか、お伺いたします。

○平田政府委員 法律によらずしてといふわけではないのであります。いつも申し上げますように、所得税は実質主義と申しますが、事実どういう所得の帰属状況をしているか、それによつて課税するということは、これもはう一般的な原則でございますが、そういう観点での法律改正前においては、附帯決議をしておる次第でありますから、これは決して違法ではないと思っておるのでござります。それと同じようなことをやる意味でやるものにつきましては、これは先ほども申し上げましたように、法律改正前と同じ状態でございますので、懇談会にかけるのはどうであろうかといふことで、処理しているわけあります。

○春日委員 そういたしますと、そういう御答弁がもしも受け入れられるといたしますならば、附帯決議の権威といふものは全然なくなってしまう。すなわち税金といふものは、その所得の実体に即してこれを税務署が課税していくことになりますが、これを伺いたしましたならば、附帯決議といふものが許されるといふことだ、こうことが許されるといつて、微税は所得の実体に即して課税していくといふあなたの基本的な考え方と、四十六条に対する附帯決議と見合せておりますが、これを伺いたします。

○春日委員 この四十六条の規定

も何も意味がなくなつてしまふのであります。そういうやうなやり方が今まで行われておるけれども、個々の場合

に、そういうような紛争を生じないよ

うする一つの基準が、各章によつて設

定されておる。四十六条にいたしまし

ても、これに対する附帯決議にいたし

ましても、こういうような場合にはこ

うするという立場に尺度がきめられておるわけでござります。従いまして、

その大まかな立場といたしましては、

所得の実体に対して課税するというの

道筋が法律で規定されておる。その

が捕獲の仕方が、すなわち所

得者側と徵稅当事者の間で意見が対

立する場合があるので、そういう場合

が付されられておると思うのでありま

す。私は、国会の意思是やはり御尊重

願わなければ困ると思うのであります。

○春日委員 従いまして、この問題となつてお

ります判定調査ということ、これは今

長官の言われたように、どういう附帯

決議があらうとなからうと、それは実

体に即した捕捉の仕方をしていくんだ

といふことになつてきますと、これ

は、たとえは国税庁の徵稅當局が思つ

た通りのことをやつていける形になつ

てしまつて、せっかくわれわれ十六國

会で論議をしたことや、決定をしたこと

が、全然権威を失つてしまふと思つ

ておりますが、ただいまあなたの言

われた、徵稅は所得の実体に即して課

税していくといふあなたの基本的な考

え方と、四十六条に対する附帯決議と

の関係をどういうぐあいに御理解な

さっておりますが、これを伺いたい。

○平田政府委員 この四十六条の規定

は、あの当時も大分議論がありました

が、たゞ問題は、この企業組合法

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

でございまして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

す。また私どもそういう附帯決議の趣

旨からいきましても、そういうことで

よろしいのではなかろうかと実は思つ

ておる次第であります。

○春日委員 そういたしますと、法律

によらずして企業組合を法人扱いをし

ておる次第であります。

○平田政府委員 そういうふうな

ふうにして、いろいろ厳密な調査

をしなくとも、つまり実体がそなえて

あるから、最初からそな

うつもりで運用をいたしておりま

でやつておられるのと、両方あるよう
でございます。もちろん私ども別段、
そういうものを特にとがめだてするよ
うなつもりはございませんが、しかし
そういうものに対しましては、法律上
はちゃんとした道があるのでございま
すから、やはりそういう道で正々堂々
といきざるを得ぬというような実情で
ございまして、あつちやそちの話し
合いで簡単にいくというわけにいかぬ
ものが、率直に申しまして、やはりど
うあります。これは適当な機会に一つ國
政調査でもお願ひいたしまして、現場
でよくその実情を調査願つた方がいい
と思いますが、そういう事情がござい
ますから、春日さんのお話になる御趣
旨、私も善意にできるだけとりたいの
でございますが、今すぐそういうふう
にいけるかどうか、私もちょっと自信
がございません。しかしそういう全体
の気持はよくくみ取りまして、私ど
もも何もけんか腰になるのが本分でござ
いませんから、できるだけ話し合
はうまくいけますように、方向として
は努めたいと思っております。

○春日委員 時間も迫つておりますか
ら簡単に結論に入りますが、ただその
企業組合の側から、法廷闘争とか、な
んとか裁判されたにしてくる以上は、法
律に基いてそれぞれの立場を明らかに
しなければならぬ、こういう意味のこと
を述べられております。しかしながら、企
業組合側からいきなり裁判を提起する
とか、それぞれ異議の申し立てをする
とするとかいうようなことになるの
ではなく、やはりその要請が徵税當局
側にいれられないような場合、他の救
済の方策を求めていくという事柄があ
ると思うわけであります。そこで私が

申し上げるのは、本人がそういう裁判
によつて救済を得るような方法をとら
ないで、せつからこの四十六条そのも
うなつもりはございませんが、しかし
そういうものに対しましては、法律上
はちゃんとした道があるのでございま
すから、やはりそういう道で正々堂々
といきざるを得ぬというような実情で
ございまして、あつちやそちの話し
合いで簡単にいくというわけにいかぬ
ものが、率直に申しまして、やはりど
うあります。これは適当な機会に一つ國
政調査でもお願ひいたしまして、現場
でよくその実情を調査願つた方がいい
と思いますが、そういう事情がござい
ますから、春日さんのお話になる御趣
旨、私も善意にできるだけとりたいの
でございますが、今すぐそういうふう
にいけるかどうか、私もちょっと自信
がございません。しかしそういう全体
の気持はよくくみ取りまして、私ど
もも何もけんか腰になるのが本分でござ
いませんから、できるだけ話し合
はうまくいけますように、方向として
は努めたいと思っております。

○春日委員 時間も迫つておりますか
ら簡単に結論に入りますが、ただその
企業組合の側から、法廷闘争とか、な
んとか裁判されたにしてくる以上は、法
律に基いてそれぞれの立場を明らかに
しなければならぬ、こういう意味のこと
を述べられております。しかしながら、企
業組合側からいきなり裁判を提起する
とか、それぞれ異議の申し立てをする
とするとかいうようなことになるの
ではなく、やはりその要請が徵税當局
側にいれられないような場合、他の救
済の方策を求めていくという事柄があ
ると思うわけであります。そこで私が

申しあげるのは、本人がそういう裁判
によつて救済を得るような方法をとら
ないで、せつからこの四十六条そのも
うなつもりはございませんが、しかし
そういうものに対しましては、法律上
はちゃんとした道があるのでございま
すから、やはりそういう道で正々堂々
といきざるを得ぬというような実情で
ございまして、あつちやそちの話し
合いで簡単にいくというわけにいかぬ
ものが、率直に申しまして、やはりど
うあります。これは適当な機会に一つ國
政調査でもお願ひいたしまして、現場
でよくその実情を調査願つた方がいい
と思いますが、そういう事情がござい
ますから、春日さんのお話になる御趣
旨、私も善意にできるだけとりたいの
でございますが、今すぐそういうふう
にいけるかどうか、私もちょっと自信
がございません。しかしそういう全体
の気持はよくくみ取りまして、私ど
もも何もけんか腰になるのが本分でござ
いませんから、できるだけ話し合
はうまくいけますように、方向として
は努めたいと思っております。

○春日委員 時間も迫つておりますか
ら簡単に結論に入りますが、ただその
企業組合の側から、法廷闘争とか、な
んとか裁判されたにしてくる以上は、法
律に基いてそれぞれの立場を明らかに
しなければならぬ、こういう意味のこと
を述べられております。しかしながら、企
業組合側からいきなり裁判を提起する
とか、それぞれ異議の申し立てをする
とするとかいうようなことになるの
ではなく、やはりその要請が徵税當局
側にいれられないような場合、他の救
済の方策を求めていくという事柄があ
ると思うわけであります。そこで私が

ますが、この点についての御所見を重
ねてお伺いいたしたいと思います。

○平田政府委員 私どもも、法律及び
附帯決議には一向反していないので、
その趣旨に即して運用しておるつもり

でございますが、先ほど申し上げまし
たように、従来から未解決の問題であ
る、このケースによつて非常に困つ
ておるのだ、この場所が非常に困つ
ておるのだ、だから諸君の意見はどうで
あるのか、おそらくは第三者的正しい立場
者は、おそらくは第三者的正しい立場
に立つて物事を判断いたしまして、そ
うして企業組合の全体的な健全な発達
の将来をおもんばかりするならば、
決してそういう不健全な業者に対して
はまた組合自体においてのいろいろな
懲罰、たとえば除名をするとか、連合
会から脱退を懲戒するとか、いろいろ
味方は私はしないと思います。あるい
に、全くの不健全なものに対する自主的なな
れぞれの懲罰的な処置もとられていく
と思つてあります。従いまして、
その類推課税を行おうとする場合は、
税局長がそれを決せよ、こういう決定
を行なつておるのでありますから、私
はやはりその法律の精神、附帯決議の
あります通りに一つ御執行願つて、
そうして一応懇談会にかけていただき
て、懇談会の答申がなおかつあなたの方
の考え方沿わない場合において、こ
れは国税局長がいかよう決定されよ
うとも得ない事柄と相なつておる
のでありますから、とにかく法律で規
定いたしました経過だけはやはりとつ
ていただかなければならぬと私は思
い

おりまして、そういうものにつきまし
て、新法律を適用しないでやる場合
に、全部懇談会に必ずかけるというと
ころまでは遺憾ながら現状は申し上げ
にくいのであります。しかしだんだ
んそういう問題も解決に近くなつてき
ておりますし、今後どうするかとい
うことでありますし、もう一度
よく考えてみたいと思います。

○松原委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は来る三十一日火曜日午前十
時より理事会を開き、午前十時三十分
より委員会を開会することといたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

〔参照〕

昭和二十八年度、昭和二十九年度及
び昭和三十年度における国債整理基
金に充てるべき資金の繰入の特例に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
昭和三十年分の所得税の予定納税及
び予定申告の期限等の特例に関する
法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕